

介護保険住宅改修等受領委任払制度に係る誓約書

かつらぎ町長 あて

- 1 介護保険の保険給付の対象となる福祉用具又は住宅改修（以下「住宅改修等」という。）の提供に関しては介護保険法その他関係法令及びかつらぎ町介護保険条例施行規則（以下「法令等」という。）を遵守します。
- 2 町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を図り、被保険者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、当該被保険者の心身、住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修等の提供を行うよう努めます。また、正当な理由なく当該サービスの提供を拒みません。
- 3 被保険者から介護保険給付の福祉用具等の提供を求められた場合は、被保険者の所有する被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格、住所地、要介護認定等の有無、要介護認定の有効期間、利用者の負担割合、保険給付の制限に関する規定の適用を受けていないこと等、当該受領委任払いの対象者であることを確認します。また、当該被保険者に過去の住宅改修等の給付実績があるかを確認し、超過負担が発生する場合、被保険者から予め了解を得ます。
- 4 住宅改修等の提供については、保険給付分を除いた自己負担額の支払を被保険者より受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しません。また、自己負担額の支払いを受けた時は、被保険者に対し、自己負担額を明記した領収書を発行します。
- 5 被保険者が、不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとした時は、遅滞なくその旨を町に通知します。
- 6 住宅改修等の提供に関する記録を整備し、当該サービスの提供完了後、自己負担額を受領した日から2年間保存します。また、町が必要とみとめた住宅改修等の提供について、指導若しくは調査、帳簿及び書類の検査又は説明を求められた場合には、これに応じます。

- 7 被保険者から苦情又は相談があった場合においては、必要に応じて事実関係を確認するための訪問を行い、被保険者の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に対応します。
- 8 業務上知り得た被保険者及びその家族の秘密を保持します。
- 9 住宅改修等の提供を行う際には、販売または改修費用が市場価格と著しく乖離しないよう、適正な価格による見積を行います。
- 10 住宅改修等の提供に伴い被保険者に対して賠償すべき事態が発生した場合には、当事者間で協議のうえ、法令等に従い、その責任の範囲内において被保険者にその損害を賠償します。
- 11 事業者登録届出書の記載内容に変更があった時は、速やかに変更届出書により町へ届け出ます。
- 12 事業を廃止・休止・若しくは再開するときは、速やかに廃止・休止・再開届出書により町へ届け出ます。
- 13 法令等に違反し、その是正について町から指導及び警告を受けた時は、直ちにこれに従います。

以上のことを誓約します。

なお、以上の遵守事項に違反又は偽りその他不正を行ったことが判明した場合等において、町が受領委任対象事業者の登録を取り消したとき、一切異議は唱えません。

年 月 日

住所 _____

事業所名称 _____

代表者職氏名 _____

